都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

旅行業者等における新型コロナウイルスの感染症対策について(要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」(令和2年1月30日付け事務連絡)において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について、関係団体等に依頼したところです。

また、政府は、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が 集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲で の対応の検討を呼びかけており、それを踏まえ、2月13日にも、旅行業者の営業所等で 不特定多数の方が出入りするところや旅行業者等が主催する会合、セミナー、出展事業等 の開催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を 講じていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着 用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくようお願いしたところです。

その後も、各地で新型コロナウイルスに関連した感染症の症状が複数報告されています。 つきましては、旅行業者等や旅行サービス手配業者の従業員、添乗員について、手洗い、 マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策を行うよう、貴都道府県登録の旅行業者 等及び旅行サービス手配業者への再度の周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

O内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

新型コロナウイルスの感染症対策について(要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」(令和2年1月30日付け事務連絡)において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について依頼したところです。

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、貴協会の傘下会員に対して、旅行業者の営業所等で不特定多数の方が出入りするところにおいて、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策の要請をしていただくようお願いいたします。

また、貴協会が主催する会合、セミナー、出展事業等の開催において、会場等における アルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じていただくとともに、当該業 務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症 対策に努めていただくようお願いいたします。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ (新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について) https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

新型コロナウイルスの感染症対策について(要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」(令和2年1月30日付け事務連絡)において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について依頼したところです。

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、貴協会の傘下会員に対して、旅行業者の営業所等で不特定多数の方が出入りするところにおいて、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策の要請をしていただくようお願いいたします。

また、貴協会が主催する会合、セミナー、出展事業等の開催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ (新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について) https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について

標記について、昨日、中国武漢市からのツアー客が乗車するバスの本邦ガイドが新型コロナウイルスに感染していたことが確認されました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して、下記ホームページ等を参考に以下の対応につい て周知徹底をお願いいたします。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合そちらに従ってください。

また、旅行者や添乗員等が発熱又は呼吸器症状(咳等)の発症(以下、「発症」という。)を申し出た場合及び新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、別添様式により速やかに観光庁参事官(旅行振興)あて報告いただきますよう、傘下会員に対して周知願います。

- 1. 旅行者や添乗員等から新型コロナウイルスに関する問い合わせがあった場合には、厚生 労働省HP を紹介する等、適宜必要な情報を提供するとともに、旅行者や添乗員等に発症 が認められた場合は、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診を勧めてください。
- 2. 上記により医療機関を受診する者に対しては、病院の紹介等の支援を行ってください。
 - ※ 具体的な医療機関については、参考のリンクを参照してください。
 - ※ 対応に困った際は、最寄りの保健所に相談してください。
- 3.添乗員等に対しては、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めてください。特に、上記1の発症の申し出があった当該旅行者と対応した添乗員等に対しては、症状が認められた際の病院での受診等適切な対応をとってください。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html

(新型コロナウィルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ qa 00001.html

○医療機能情報提供制度(医療情報ネット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/teikyouse ido/index.html

○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について

標記について、昨日、中国武漢市からのツアー客が乗車するバスの本邦ガイドが新型コロナウイルスに感染していたことが確認されました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して、下記ホームページ等を参考に以下の対応について周知徹底をお願いいたします。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合そちらに従ってください。

また、旅行者や添乗員等が発熱又は呼吸器症状(咳等)の発症(以下、「発症」という。)を申し出た場合及び新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、別添様式により速やかに観光庁参事官(旅行振興)あて報告いただきますよう、傘下会員に対して周知願います。

- 1. 旅行者や添乗員等から新型コロナウイルスに関する問い合わせがあった場合には、厚生 労働省HP を紹介する等、適宜必要な情報を提供するとともに、旅行者や添乗員等に発症 が認められた場合は、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診を勧めてください。
- 2. 上記により医療機関を受診する者に対しては、病院の紹介等の支援を行ってください。
 - ※ 具体的な医療機関については、参考のリンクを参照してください。
 - ※ 対応に困った際は、最寄りの保健所に相談してください。
- 3.添乗員等に対しては、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めてください。特に、上記1の発症の申し出があった当該旅行者と対応した添乗員等に対しては、症状が認められた際の病院での受診等適切な対応をとってください。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html

(新型コロナウィルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ qa 00001.html

○医療機能情報提供制度(医療情報ネット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/teikyouse ido/index.html

○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

新型コロナウイルスに関連する発症報告書

報	告	E	∃	令和	年	月	日					
会	社	1	名									
会	社 所:	在坩	也									
報	告	1	彗									
報 連 終 mail	先 (電	話・	の E-)									
発	症	E]	 令和	年		日	(時	間)			
発	 症	₹	当	(国籍)		(性別)	男性	•	女性	(年齢)	代	
発	生物	犬	兄									
症		丬	犬									
発える	症者に 対											
医	療機	幾月	對	医療機関名:								
そ	Ø	ſſ	也									

【報告先】

メール(必ず3つの宛先へ)又はFAXにて報告願います。 E-mail: hqt-ryokogyo-jiko@ml.mlit.go.jp

FAX : 03-5253-1585

【お問合せ先】

国土交通省 観光庁 参事官(旅行振興)

TEL: 03-5253-8329 (直通)

[・]取得した個人情報は、本件に係る問合せ状況把握のために使用し、その取扱いについて十分に留意いたします。

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

旅行業者等における新型コロナウイルスの感染症対策について(要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」(令和2年1月30日付け事務連絡)において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について、関係団体等に依頼したところです。

また、政府は、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が 集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲で の対応の検討を呼びかけており、それを踏まえ、2月13日にも、旅行業者の営業所等で 不特定多数の方が出入りするところや貴協会が主催する会合、セミナー、出展事業等の開 催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じ ていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、 手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくようお願いしたところで。

その後も、各地で新型コロナウイルスに関連した感染症の症状が複数報告されています。 つきましては、旅行業者等や旅行サービス手配業者の従業員、添乗員について、手洗い、 マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策を行うよう会員への再度の周知徹底を お願い申し上げます。

(参考)

O内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

旅行業者等における新型コロナウイルスの感染症対策について(要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」(令和2年1月30日付け事務連絡)において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について、関係団体等に依頼したところです。

また、政府は、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が 集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲で の対応の検討を呼びかけており、それを踏まえ、2月13日にも、旅行業者の営業所等で 不特定多数の方が出入りするところや貴協会が主催する会合、セミナー、出展事業等の開 催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じ ていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、 手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくようお願いしたところです。

その後も、各地で新型コロナウイルスに関連した感染症の症状が複数報告されています。 つきましては、旅行業者等や旅行サービス手配業者の従業員、添乗員について、手洗い、 マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策を行うよう会員への再度の周知徹底をお 願い申し上げます。

(参考)

O内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html